

介護報酬改定関係Q&A【地域密着型サービス関係】

	サービス種別	タイトル	質問	回答
1	グループホーム	若年性認知症利用者受入加算について [H21.3.18追加分の訂正]	若年性認知症利用者の定義は。	介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって、介護保険法第7条第3項に規定するよう要介護者となった者(単位数表2の注6)、同第7条第4項に規定する要支援者となった者(予防単位数表1の注5)をいう。 認知症対応型通所介護、地域密着型特別養護老人ホーム(単位数表6注10)も同様。
2	グループホーム	若年性認知症利用者受入加算について [H21.3.18追加分の訂正]	若年性認知症利用者であることの確認は何によるのか。また、受け入れ後の医師による診断は必要なのか。	本加算の対象となるのは、初老期における認知症により要介護・要支援の認定を受けた第2号被保険者であることから、 <b>当初認定(更新を含む)</b> を受けた際の主治医意見書等による確認が必要であり、その手続きは「名古屋市中介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱」による。 なお、受け入れ後の医師による診断は、加算の算定要件としては求められていない。 認知症対応型通所介護、地域密着型特別養護老人ホームも同様。
3	共通 (特定除く)	サービス提供体制強化加算における添付資料について [H21.3.18追加分の訂正]	平成21年4月からサービス提供体制強化加算を算定する場合、勤務実績を掌証するための「サービス提供体制強化加算算定用勤務表」は、平成20年12月分、平成21年1月分、平成21年2月分の3月分の添付が必要なのか。	平成21年4月から加算を算定する場合においては、平成20年12月分、平成21年1月分、平成21年2月分の3月分の「サービス提供体制強化加算算定用勤務表」の添付が必要となる。
4	小規模多機能型居宅介護事業所	看護職員の配置加算について	本加算を3/25までに届け出る場合、何月分の「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出すべきか。	加算の算定を開始する月(本設問の場合は4月)の「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出すること。
5	共通	各加算について	5月以降に加算を算定する場合、いつまでに届出が必要か。	5月以降に加算を算定する場合の届出期限は原則どおり。 (留意事項第一(5))  【夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護】届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始する。  【グループホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型特別養護老人ホーム】届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始する。
6	小規模多機能型居宅介護事業所	事業開始時支援加算 認知症加算	本加算を算定する場合、どのように届け出るのか。	基準に適合する場合に算定が可能であり、届出は不要。なお、実地指導等の機会に加算体制について確認することとしているので、留意すること。
7	グループホーム	認知症専門ケア加算	加算( )の要件である「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」は、「認知症介護実務者研修専門課程」の修了者でもよいのか。	国により提示された算定要件においては、「認知症介護実践リーダー研修」の修了者に限られ、「認知症介護実務者研修専門課程」の修了者は認められない。